

3級FP 実技対策問題

【どりめざFP合格ネット】

～資産設計提案業務～

(ライフランニング)

- 問題文中に指示がない限り、特約、特例については、考慮する必要はありません。

問1

Aは、平成30年9月末に勤務先を定年退職する予定であり、定年退職後は任意継続被保険者として健康保険の被保険者の資格を継続したいと考えている。全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の任意継続被保険者に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

被保険者の資格喪失日から起算して（ア）以内に申出をすることにより、退職後も引き続き（イ）、健康保険の任意継続被保険者となることができる。ただし、任意継続被保険者となるためには、資格喪失日の前日まで継続して（ウ）以上被保険者であったことが必要となる。

1. （ア）20日 （イ）2年間 （ウ）2ヵ月
2. （ア）20日 （イ）4年間 （ウ）2ヵ月
3. （ア）14日 （イ）2年間 （ウ）4ヵ月

問2

下記は、中井家のキャッシュフロー表（一部抜粋）である。このキャッシュフロー表に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果は万円未満を四捨五入すること。

<中井家のキャッシュフロー表>（単位：万円）

経過年数		基準年	1年	2年	3年	
西暦（年）		2016	2017	2018	2019	
平成（年）		28	29	30	31	
家族・年齢	中井 繁明	本人	28歳	29歳	30歳	31歳
	美穂	妻	28歳	29歳	30歳	31歳
	七菜香	長女	4歳	5歳	6歳	7歳
ライフイベント		変動率		住宅購入		七菜香 小学校入学
収入	給与収入（夫）	1%	436			
	給与収入（妻）	—	65	65	65	
	収入合計	—	501			
支出	基本生活費	2%	198		(ア)	
	住宅関連費	—	82	120	138	138
	教育費	—	15			25
	保険料	—	32			26
	一時的支出	—		750		
	その他支出	—	10	10	10	10
	支出合計	—	337	1,129		
	年間収支	—	(イ)	▲624	115	105
	金融資産残高	1%	782	(ウ)		

※年齢は各年12月31日現在のものとし、平成28年を基準年とする。

※給与収入は手取り額で記載している。

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。

1. 空欄（ア）に入る数値とその求め方：「 $198 \times (1 + 0.02) \div 202$ 」
2. 空欄（イ）に入る数値とその求め方：「 $501 - 337 = 164$ 」
3. 空欄（ウ）に入る数値とその求め方：「 $782 \times (1 + 0.01) - 624 \div 166$ 」

問3

涼介さんと佳奈子さんは、今後15年間で積立貯蓄をして、長男の昴太さんの教育資金として200万円を準備したいと考えている。積立期間中に年利2%で複利運用できるものとした場合、200万円を準備するために必要な毎年の積立金額として、正しいものはどれか。なお、下記<資料>の3つの係数の中から最も適切な係数を選択して計算し、解答に当たっては、百円未満を四捨五入すること。また、税金や記載のない事項については一切考慮しないこととする。

<資料：係数早見表（15年・年利2.0%）>

	現価係数	減債基金係数	資本回収係数
15年	0.74301	0.05783	0.07783

※記載されている数値は正しいものとする。

1. 99,100円
2. 115,700円
3. 155,700円

問4

佳奈子さんは、現在、専業主婦であり国民年金の第3号被保険者であるが、子育てがひと段落したらパートタイマーとして働きたいと思っている。パートタイマーとして働き始めた場合の佳奈子さんの国民年金の被保険者種別に関する記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、佳奈子さんの年収は100万円未満で、会社員である涼介さんの年収の2分の1未満であるものとし、佳奈子さんはパート先において厚生年金の被保険者とならないものとする。

1. 国民年金の第1号被保険者とされる。
2. 国民年金の第2号被保険者とされる。
3. 国民年金の第3号被保険者とされる。

問5

涼介さんは、会社の定期健康診断で異常を指摘され、平成28年11月に3週間ほど入院をして治療を受けた。その際の病院への医療費の支払いが高額であったため、涼介さんは健康保険の高額療養費制度を利用した。涼介さんの平成28年11月分の保険診療に係る医療費の自己負担分が36万円（総医療費120万円）であった場合、高額療養費制度適用後の涼介さんの負担金額として、正しいものはどれか。なお、涼介さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者で、標準報酬月額が「30万円」である。また、平成28年11月に支払った医療費はこの入院に係るもののみであり、今回の入院について健康保険限度額認定証は提示していないものとする。

<70歳未満の者：医療費の自己負担限度額（1ヵ月当たり）>

標準報酬月額	医療費の自己負担限度額
83万円以上	252,600円+（総医療費-842,000円）×1%
53万円～79万円	167,400円+（総医療費-558,000円）×1%
28万円～50万円	80,100円+（総医療費-267,000円）×1%
26万円以下	57,600円
市区町村民税非課税者等	35,400円

※高額療養費の多数該当および世帯合算については考慮しないものとする。

1. 81,030円
2. 89,430円
3. 270,570円